

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 7年 4月 1日 現在＞

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6666-5447 (午前9時～午後6時まで)

担当 小原 正子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)	事業所番号	1370807099
所在地	東京都江東区東陽5-25-10 いづみコーポ114号		
サービスを提供する地域	江東区		
地域 *			

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名※兼任	0名	管理	1名
介護支援専門員	4名 ※管理者兼任1名	0名	居宅介護支援	4名
介護予防支援担当職員	4名 ※管理者兼任1名	0名	介護予防支援	4名
事務職員	0名	0名	請求業務、他	0名

(3) 営業時間

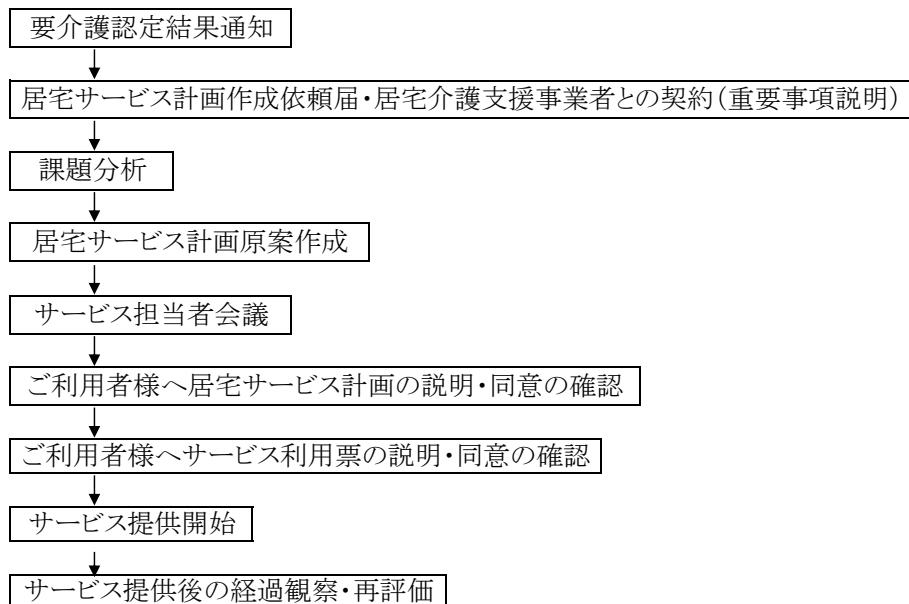
平日	午前9時～午後6時
土・日・祝祭日	休

12月29日～1月3日は休業

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、ご利用者様及びその家族に限らず全ての方に対し、ご要望に応じて、開示致します。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



*なお指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅介護サービス事業者などの選定理由の説明を求めるすることができます。

- * 利用者様及びそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)とともに、原則として少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、また居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録いたします。
なお以下の要件を満たす場合には、オンラインモニタリングを活用し、ご利用者様宅への訪問を2月に1回とすることがあります。
(1)オンラインを活用したモニタリングが実施可能な利用者であること
(利用者の心身状況が安定している。オンラインを活用して意思疎通ができるなど)
(2)利用者の同意を得られること
(3)サービス担当者会議等において、主治の医師、担当者その他の関係者の合意が得られること
(4)サービス事業所の担当者と連携して情報収集が行えること

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので
自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき
要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日江東区の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1, 2	要介護3～5
12,380円	16,085円

※要件に該当する場合は別紙『居宅介護支援サービスご利用料金一覧』に示す
加算が算定されます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするため、1km毎に100円が必要です。

(3) 解約料

ご利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合のお支払方法は、口座自動引き落としのみとなります。

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、20日に前月分を口座から自動引き落としを
致します。

お支払いいただきますと、後日領収証を発行します。

* 口座自動引き落とし契約月に発生したお支払い料金については、翌々月の引き落とし
となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がござい
ます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支
援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)
または要支援と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

ご利用者様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難い
ほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて
いただぐ場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

【介護支援専門員としての基本姿勢】

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)の介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、ご利用者様の自立した日常生活を支援する専門職です。介護保険法の理念と企業理念を念頭に置きながら、以下のことを基本姿勢として業務に取り組んでまいります。

(その人らしい生活の支援)

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)の介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、ご利用者様の意思を尊重し、その有する能力に応じてまたその能力の向上を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者様の利益と権利を擁護し、その人らしい生活の支援をしていきます。

(法令遵守・向上努力)

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)の介護支援専門員は、法令遵守・秘密を保持し、公正中立な立場を堅持しながら、他職種ともよりよい連携を図り、常に専門知識・技術の向上に努めています。

(傾聴・説明責任)

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東の介護支援専門員は、ご利用者様や関係者の意見・要望を傾聴し、自己の作成した居宅サービス計画書に基づいて提供されたサービスや、介護保険制度の動向について、ご理解いただけるようご説明いたします。また、苦情は、真摯に受け止め、適切かつ迅速に改善・再発防止に努めています。

(よりよい社会づくりに貢献)

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)の介護支援専門員は、他の専門職や地域住民とも連携を図り、地域包括ケアを推進しご利用者様が地域の一員として、暮らしやすいよう支援し、よりよい社会づくりに貢献していきます。

(その他サービス利用のために)

事 項	有無	備 考
居宅介護支援専門員の変更の可否	○	変更を希望される方は御申出ください
従業員への研修の実施	○	研修を実施しています。
第三者評価実施状況	×	
その他		

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 小原 正子 管理者

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止に関する研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人など)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報します。

8. 身体拘束等適正化のために関する事項

事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を補剛するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(1) 身体拘束適正化に関する責任者を選定しています。

身体拘束適正化に関する責任者 管理者 小原 正子

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する身体拘束適正化に関して啓発・普及しています。

9. 緊急時の対応方法

緊急時対応時間: 24時間対応

緊急時対応担当者: 小原 正子 電話 03-6666-5447

サービスの提供中等に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

10. 事故発生時の対応方法について

- (1) 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

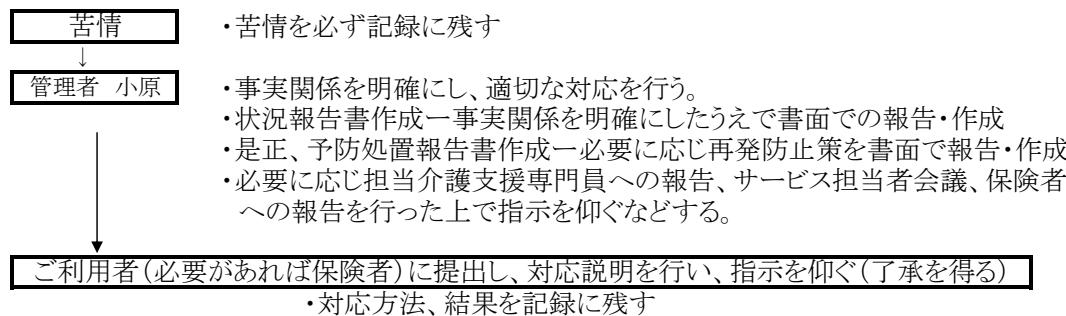
当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

代表者 齊藤 智

担当 小原 正子 電話 03-6666-5447

(受付時間 24時間対応)

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



事業所において解決困難な場合には、以下の保険者及び国保連と協議解決を図る

1. 東京都国民健康保険団体連合会介護相談指導課介護相談窓口担当:03-6238-0177
2. 江東区福祉部介護保険課介護サービス利用相談窓口:03-3647-4319
3. 東陽長寿サポートセンター:03-5665-4547

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

都道府県名 東京都
施設名 東京都国民健康保険団体連合会
電話 03-6238-0177

区市町村名 江東区
施設名 江東区福祉部介護保険課介護サービス利用相談窓口
電話 03-3647-4319

江東区長寿サポートセンター(地域包括支援センター)
施設名 東陽長寿サポートセンター
電話 03-5665-4547

12. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社オハナ・ケア						
代表者役職・氏名	代表取締役 齊藤 智						
本社所在地・電話番号	東京都江東区東陽5-25-10 いづみコーポ114号						
定款の目的に定めた事業	<ul style="list-style-type: none">要支援者、高齢者の入浴、排泄、食事その他日常生活における介護サービスに関する業務介護保険法による居宅介護支援事業介護保険法による介護予防支援事業介護保険法による居宅介護サービス事業介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業その他これに付随する業務						
営業所数等	<table><tr><td>訪問介護</td><td>3ヵ所</td></tr><tr><td>介護予防・日常生活支援総合事業</td><td>3ヵ所</td></tr><tr><td>居宅介護支援・介護予防支援</td><td>1ヵ所</td></tr></table>	訪問介護	3ヵ所	介護予防・日常生活支援総合事業	3ヵ所	居宅介護支援・介護予防支援	1ヵ所
訪問介護	3ヵ所						
介護予防・日常生活支援総合事業	3ヵ所						
居宅介護支援・介護予防支援	1ヵ所						

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者

所在地 東京都江東区東陽5-25-10 いづみコーポ114号
名称 株式会社オハナ・ケア
代表者 オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)
管理者 小原 正子 印
指定番号 1370807099

説明者 所属 居宅介護支援課
氏名 印

私は、契約書および本書面により交付を受け、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 印

(代理人)

私は、本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。

住所 _____

氏名 印

利用者との関係: _____

署名代行事由: _____